

給水装置工事申込書

令和 年 月 日

(あて先)
一宮市水道事業等管理者

申込者 住所 _____
(フリガナ)
氏名 _____
TEL (- -)

一宮市水道事業給水条例5条の規定により、給水装置の新設等工事を申込みます。なお、工事しゅん工後、配水管から止水栓までの装置を市に移譲しますので、管理してください。加入金と手数料については、一宮市給水条例を契約の内容とすることに合意します。

給水装置場所	一宮市
工事の種類	新設 ・ 改造 ・ 撤去 ・ ()
所有者	住所 氏名
使用者	氏名
指定給水装置工事業業者名	住所 氏名 TEL
備考	

※下の太線の中は、他人の土地及び給水装置を使用する場合に承諾を得てください。

土地・家屋所有者の承諾	上記の給水装置工事について承諾します。 住所 _____ 氏名 _____
給水装置所有者の承諾	上記の工事に対し、私所有の給水装置から分岐することを承諾します。 住所 _____ 氏名 _____

受付欄

水道工事費について

- ◎ 給水装置工事を施工されるときは、下記の費用が必要となります。
上下水道部納付金は、工事着手前にお支払いいただくことになっています。上下水道部納付金をお支払いいただきましたら、施工依頼の指定工業者と打ち合わせをしてください。
- ◎ 道路に配水管のない給水装置の新設工事などの申込みは、この申込書と配水管布設申出書が必要になります。
- ◎ 工事費について（下記参照）

費用の名称	おもな内容 (金額は消費税込み)	図の番号	支払先
加入金	新設工事、増径工事（メータの口径を大きくする工事）をされる方にメータの口径の大きさに応じてご負担いただきます。 増径工事の場合は、すでにあるメータとお申込みのメータとの加入金の差額分です。	—	上下水道部
手数料	分岐監理 配水管から給水管を分岐する工事の監理費用です。 (分岐一件につき4,400円です。)	①	※上下水道部の納入通知書（給水装置等工事用）でお知らせの金額になります。
	設計審査 給水装置の工事にかかる設計の審査費用です。 (設置市水道メータ1件につき4,400円です。)	① ②	
配水管布設工事負担金	給水装置の新設工事などで道路に配水管のない場合の配水管布設工事費は、工事申出者の負担で行います。ただし、この工事1件につき880,000円までは市が全額負担します。880,000円を超えるときは、その超える工事費が申出者の負担金となります。	—	
公道分給水装置工事費	配水管からお宅へ引込む給水管の工事費で、メータボックスまでの費用です。	①	指定工業者
宅地内給水装置工事費	お客さまの敷地内の配管工事費や屋内の水道工事の費用です。	②	指定工業者

加入金一覧表 (金額は消費税込み)

メータ口径	加入金	メータ口径	加入金	メータ口径	加入金
13mm	82,500 円	30mm	462,000 円	75mm	4,015,000 円
20mm	176,000 円	40mm	880,000 円	100mm	8,041,000 円
25mm	286,000 円	50mm	1,452,000 円	125mm以上	管理者が別に定める額

